

令和8年3月市議会定例会議

## 建設水道常任委員会資料

### 目次

議案第40号	福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件	…	2項
議案第41号	福島市沿道区域指定の基準及び届出対象区域に関する条例制定の件	…	7項
議案第19号	令和7年度福島市一般会計補正予算（第9号）中、建設部所管分		
	○道路整備課		
	土木費 都市計画費 街路事業費	…	9項
議案第45号	市道路線の認定及び廃止の件	…	10項
報告第1号	専決処分報告の件		
	○路政課		
	専決第10号 損害賠償の額の決定並びに和解の件	…	24項

建設部

(議案書 P. 136~141)

## 議案第40号 福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

### 1. 条例改正の趣旨、概要

#### (1) 条例改正の背景

①道路占用料の額は、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準等を反映して、「道路法施行令」が改正されたことに伴い、道路占用料の額の改正を行うものである。

#### (2) 条例改正の主な内容

①道路占用料の額の算定方法の改正

②第2条別表における道路占用料の額の改正

#### (3) 施行日

①令和8年4月1日

### 2. 新旧対照表

改正後	改正前
(占用料の額)	(占用料の額)
<p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この条、第4条及び同表の備考第6号において同じ。）に相当する期間を乗じて得た額を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を乗じて得た額を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この条、第4条及び同表の備考第6号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>670円</u>
	第2種電柱		<u>1,000円</u>
	第3種電柱		<u>1,400円</u>
	第1種電話柱		<u>600円</u>
	第2種電話柱		<u>960円</u>
	第3種電話柱		<u>1,300円</u>
	その他の柱類		<u>60円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	<u>4円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>590円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>360円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>500円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200円</u>
法第32条第1項第2号に掲	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>25円</u>

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570円</u>
	第2種電柱		<u>870円</u>
	第3種電柱		<u>1,200円</u>
	第1種電話柱		<u>510円</u>
	第2種電話柱		<u>810円</u>
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>
	その他の柱類		<u>51円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	<u>3円</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>300円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420円</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000円</u>
法第32条第1項第2号に掲	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>21円</u>

げる物件	外径が 0.07 メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>36 円</u>	げる物件	外径が 0.07 メートル以上0.1メートル未満のもの				<u>30 円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの				<u>54 円</u>		外径が0.1メートル以上0.15 メートル未満のもの				<u>45 円</u>
	外径が 0.15 メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>72 円</u>		外径が 0.15 メートル以上0.2メートル未満のもの				<u>61 円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>110 円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				<u>91 円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>140 円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>120 円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>250 円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>210 円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>360 円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>300 円</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>720 円</u>		外径が1メートル以上のもの				<u>610 円</u>
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年		<u>4 円</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年
その他のもの				<u>12 円</u>		その他のもの	<u>10 円</u>				

	行 装 置 に よ る 検 知 の 対 象 と し て 設 置 す る 導 線 そ の 他 の 線 類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>960円</u>
	そ の 他 の も の	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>600円</u>
		地下に設けるもの		<u>360円</u>
	その他のもの			<u>1,200円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>950円</u>
	地下に設ける通路		<u>570円</u>	
	その他のもの		<u>1,200円</u>	

	行 装 置 に よ る 検 知 の 対 象 と し て 設 置 す る 導 線 そ の 他 の 線 類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	<u>810円</u>
	そ の 他 の も の	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>510円</u>
		地下に設けるもの		<u>300円</u>
	その他のもの			<u>1,000円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,000円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>900円</u>
	地下に設ける通路		<u>540円</u>	
	その他のもの		<u>1,000円</u>	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	標識		1本につき1年	960円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円
その他のもの		950円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
政令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	190円

備考

1～4 (略)

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6・7 (略)

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
	標識		1本につき1年	810円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円
その他のもの		900円		
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180円

備考

1～4 (略)

5・6 (略)

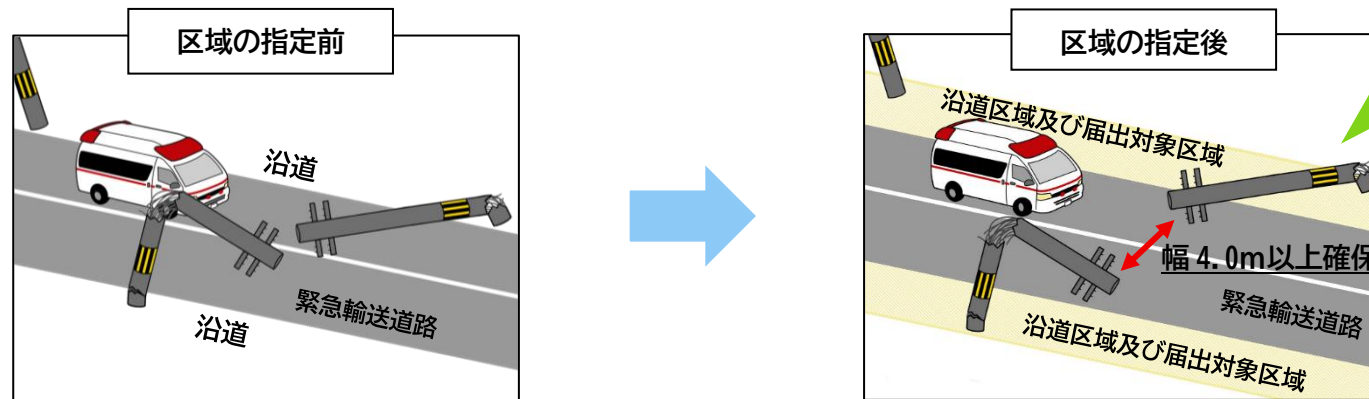
(議案書 P. 142~144)

## 議案第41号 福島市沿道区域指定の基準及び届出対象区域に関する条例制定の件

### 1 条例制定の趣旨

自然災害で倒壊した沿道工作物から緊急輸送道路のネットワーク機能を保護するため、道路法に基づき工作物の設置に届出が必要となる沿道区域等を指定するための基準を定める条例を設けるものである。

### 電柱倒壊による道路閉塞を防止するイメージ



設置位置の変更を  
勧告できるよう  
になります。

※緊急輸送道路の道路区域は、道路法に基づく告示により新たな電柱の設置のための道路占用が制限されています。

### 2 条例制定の主な内容

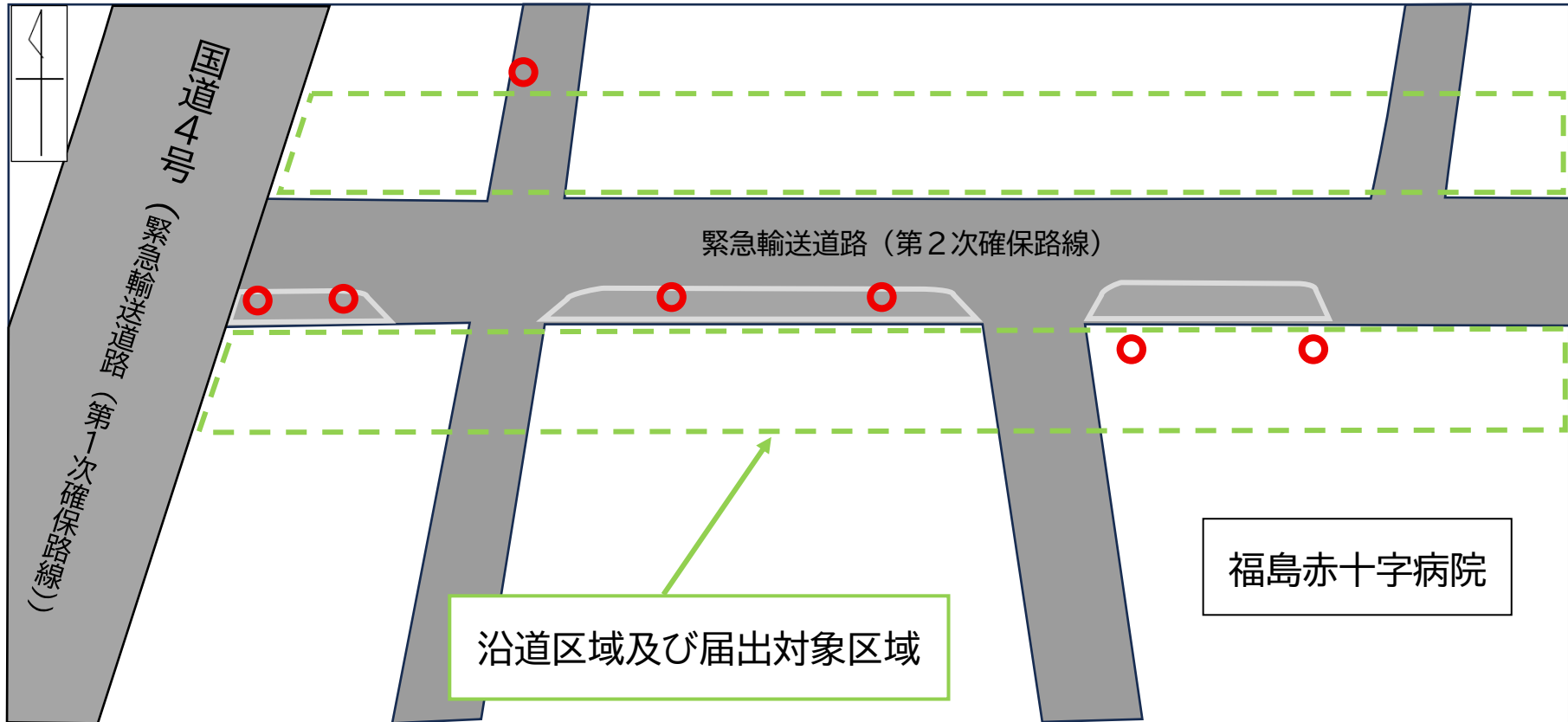
沿道区域を指定する基準、届出対象区域の指定の告示に関すること。

指定した「沿道区域・届出対象区域」に工作物等を設置する場合には、道路管理者に事前に「届出」を行い、倒壊等により道路閉塞のおそれがあると認められた場合には、必要に応じ移設等を「勧告」する

### 3 施行日：公布日とする。(令和8年3月31日予定)

4 沿道区域、届出対象区域および対象物件

国道4号から福島赤十字病院までの区間を沿道区域及び届出対象区域  
 沿道区域及び届出対象区域の指定範囲は、同範囲  
 届出対象は「新設する電柱」



○既設電柱

対象路線(市道名)	区間	延長
入江町8号線及び八島町4号線	福島市入江町20番1地先から 福島市八島町88番1地先まで	160m

8款 土木費 4項 都市計画費

目 細目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
3 街路事業費	330,188	303,015	633,203	-	-	-	303,015	補正予算説明書 歳出 P.18
街路整備市単事業費	5,285	303,015	308,300	-	-	-	303,015	

○ 市単事業費（飯坂町地区用地買戻し） 303,015 千円

16節 公有財産購入費 01細節 土地購入費 303,015 千円

第三期福島地方土地開発公社（福島市事務所）経営健全化計画に経営健全化対象事業として位置づけられている飯坂町地区用地について、計画的な公社経営の健全化を進めるため、買戻しするもの。

《用地の詳細》

土地の所在 飯坂町字原口20番3（1筆）  
 地積 2,110 m<sup>2</sup>  
 地目 雑種地

《取得費内訳》

（単位：円）

簿価	取得費	41,817,464
	事業経費	2,360,429
	経過利息	255,836,623
	計	300,014,516
	管理費（1%）	3,000,145
	合計	303,014,661

《位置図》



(議案書 P.150～153)

議案第 45号

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定するとともに、廃止するものとする。

記

1、認定する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
10122	ねぶか くらのうちせん 根深・倉ノ内線	14、15	福島市岡部字根深ほか地内	開発行為完了に伴う道路帰属及び認定替えによる認定
10124	なかじょう かわけつせん 中条・川面線	13	福島市岡部字中条ほか地内	認定替えによる認定
11031	まえた ごうせん 前田2号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11032	まえた ごうせん 前田3号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11033	まえた ごうせん 前田4号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11034	まえた ごうせん 前田5号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11035	まえた ごうせん 前田6号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11036	まえた ごうせん 前田7号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11037	まえた ごうせん 前田8号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11038	まえた ごうせん 前田9号線	14、15	福島市岡部字前田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11039	ねぶか ごうせん 根深3号線	14、15	福島市岡部字根深地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定

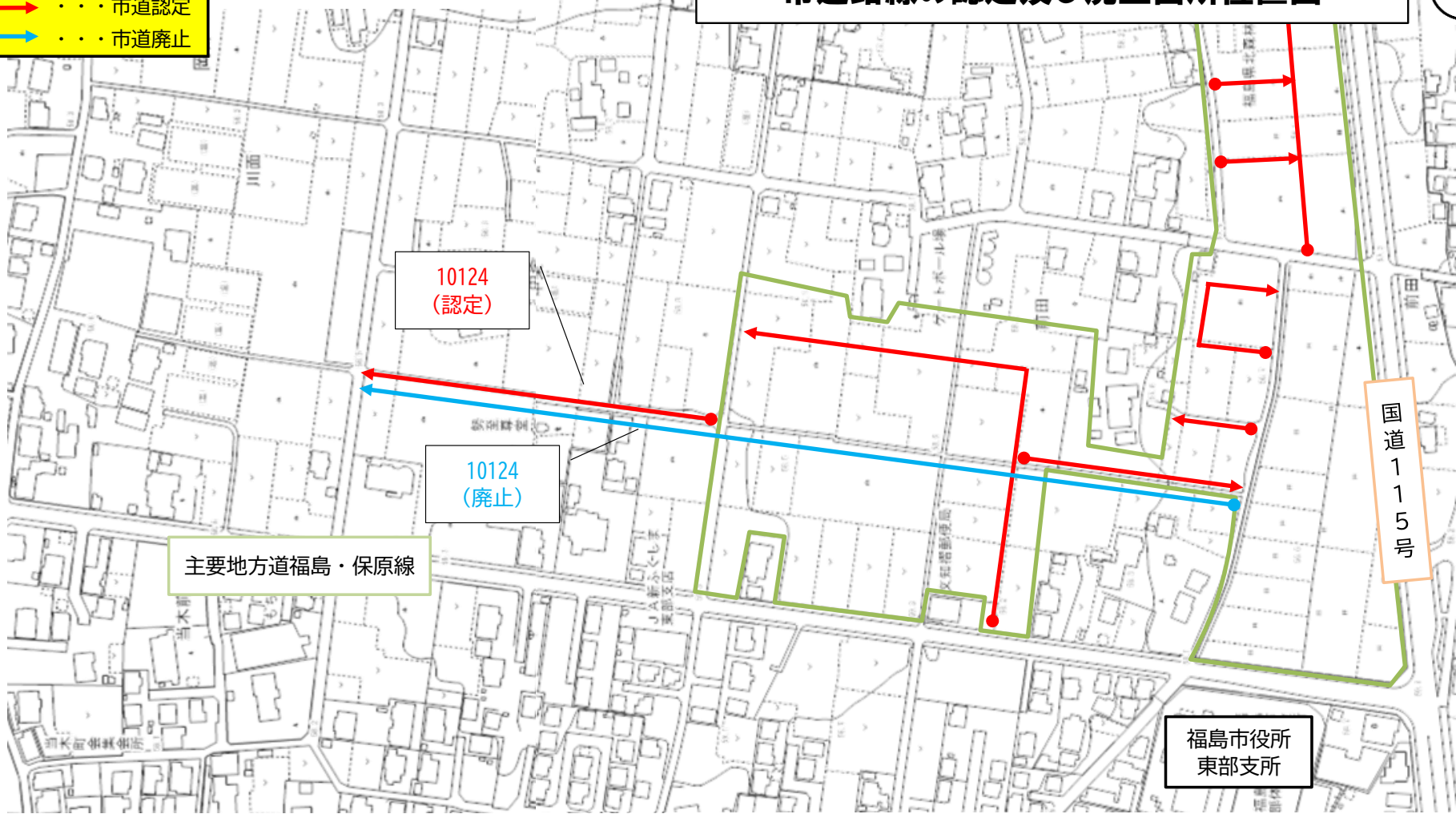
路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	認定理由
11040	ねぶか 根深4号線	14、15	福島市岡部字根深地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11041	ねぶか 根深5号線	14、15	福島市岡部字根深地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11042	ねぶか 根深6号線	14、15	福島市岡部字根深地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
11043	ねぶか 根深7号線	14、15	福島市岡部字根深地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
21001	とのおち 戸ノ内18号線	16	福島市松川町沼袋字戸ノ内地内	所管換えによる認定
30419	たけのもり 竹ノ森4号線	17	福島市佐原字竹ノ森地内	道路新設による認定
40844	くぼたせん 窪田線	18	福島市飯坂町湯野字窪田地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
51398	いしどうまえ 乱東後線	19	福島市飯坂町平野字石堂前ほか地内	道路用地寄付に伴う認定替えによる認定
60174	みやしたちよう 宮下町3号線	20	福島市宮下町地内	街路事業に伴う認定替えによる認定
60175	みやしたちよう 宮下町4号線	20	福島市宮下町地内	街路事業に伴う認定替えによる認定
60177	みやしたちよう 宮下町6号線	20	福島市宮下町地内	街路事業に伴う認定替えによる認定
60179	みやしたちよう 宮下町8号線	20	福島市宮下町地内	街路事業に伴う認定替えによる認定
61430	いっほんすぎ 一本杉10号線	21	福島市町庭坂字一本杉地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
61431	いっほんすぎ 一本杉11号線	21	福島市町庭坂字一本杉地内	開発行為完了に伴う道路帰属による認定
70813	ぼっけ 白家2号線	22	福島市方木田字白家地内	開発行為完了に伴う道路帰属及び認定替えによる認定
81077	みずくみた 水汲田3号線	23	福島市鳥谷野字水汲田地内	開発行為完了に伴う道路帰属及び道路用地寄付による認定

2、廃止する路線

路線番号	路線名	資料ページ番号	所在地	廃止理由
10122	ねぶか くら のうちせん 根深・倉ノ内線	14、15	福島市岡部字根深ほか地内	認定替えによる廃止
10124	まえた かわつらせん 前田・川面線	13	福島市岡部字前田ほか地内	認定替えによる廃止
51398	いしどうまえせん 石堂前線	19	福島市飯坂町平野字石堂前地内	認定替えによる廃止
60174	みやしたちよう ごうせん 宮下町3号線	20	福島市宮下町地内	認定替えによる廃止
60175	みやしたちよう ごうせん 宮下町4号線	20	福島市宮下町地内	認定替えによる廃止
60177	みやしたちよう ごうせん 宮下町6号線	20	福島市宮下町地内	認定替えによる廃止
60179	みやしたちよう ごうせん 宮下町8号線	20	福島市宮下町地内	認定替えによる廃止
70813	ばっけ ごうせん 白家2号線	22	福島市方木田字白家地内	認定替えによる廃止

- . . . 開発区域
- . . . 市道認定
- . . . 市道廃止

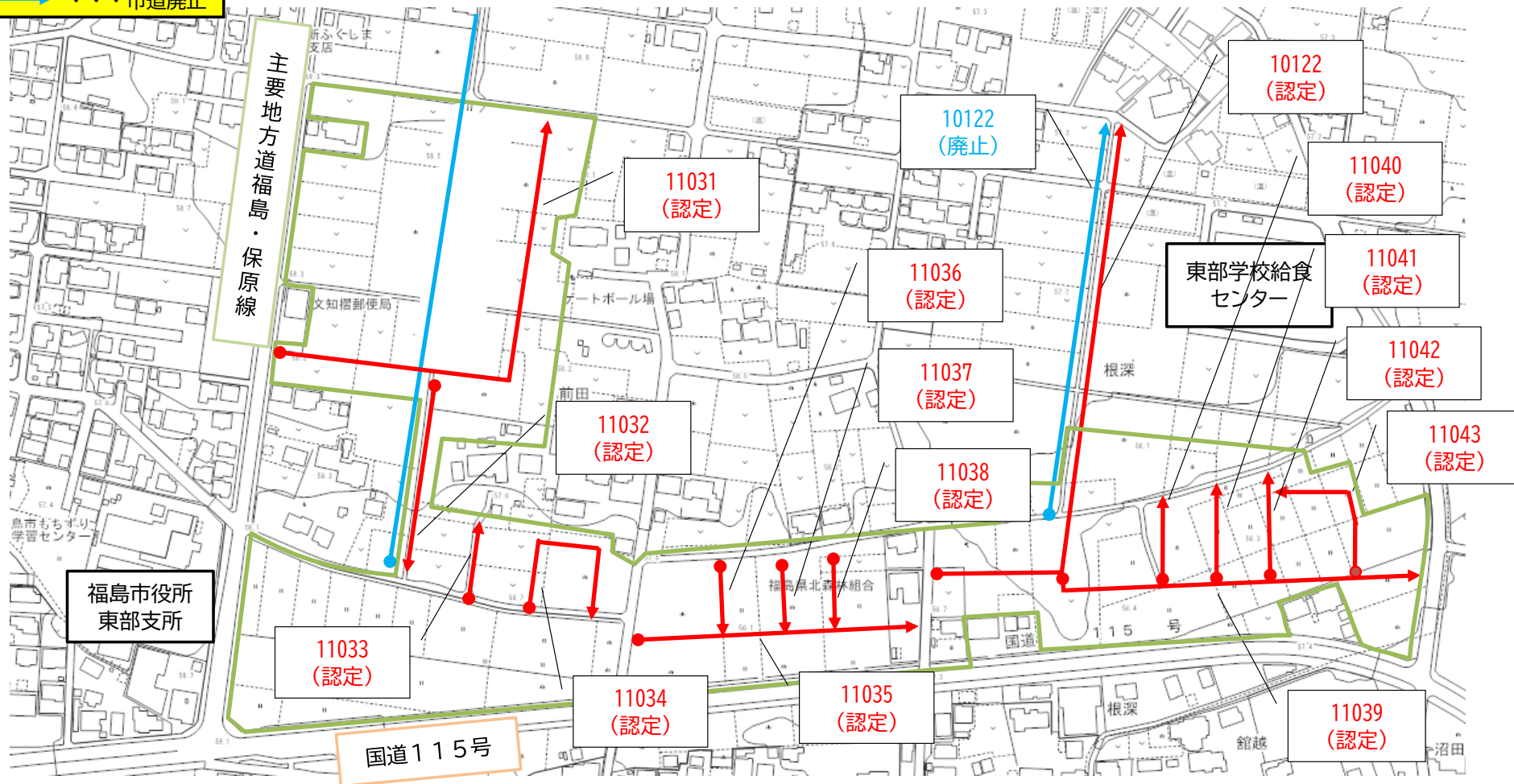
### 市道路線の認定及び廃止箇所位置図



路線番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
10124 廃止	前田・川面線	福島市岡部字前田91番地先 福島市岡部字川面50番地先	606.9	1.6~5.0	1,427.0	舗装
10124 認定	中条・川面線	福島市岡部字中条59番1地先 福島市岡部字川面50番地先	340.9	1.6~4.0	843.3	舗装

- 開発区域
- 市道認定
- 市道廃止

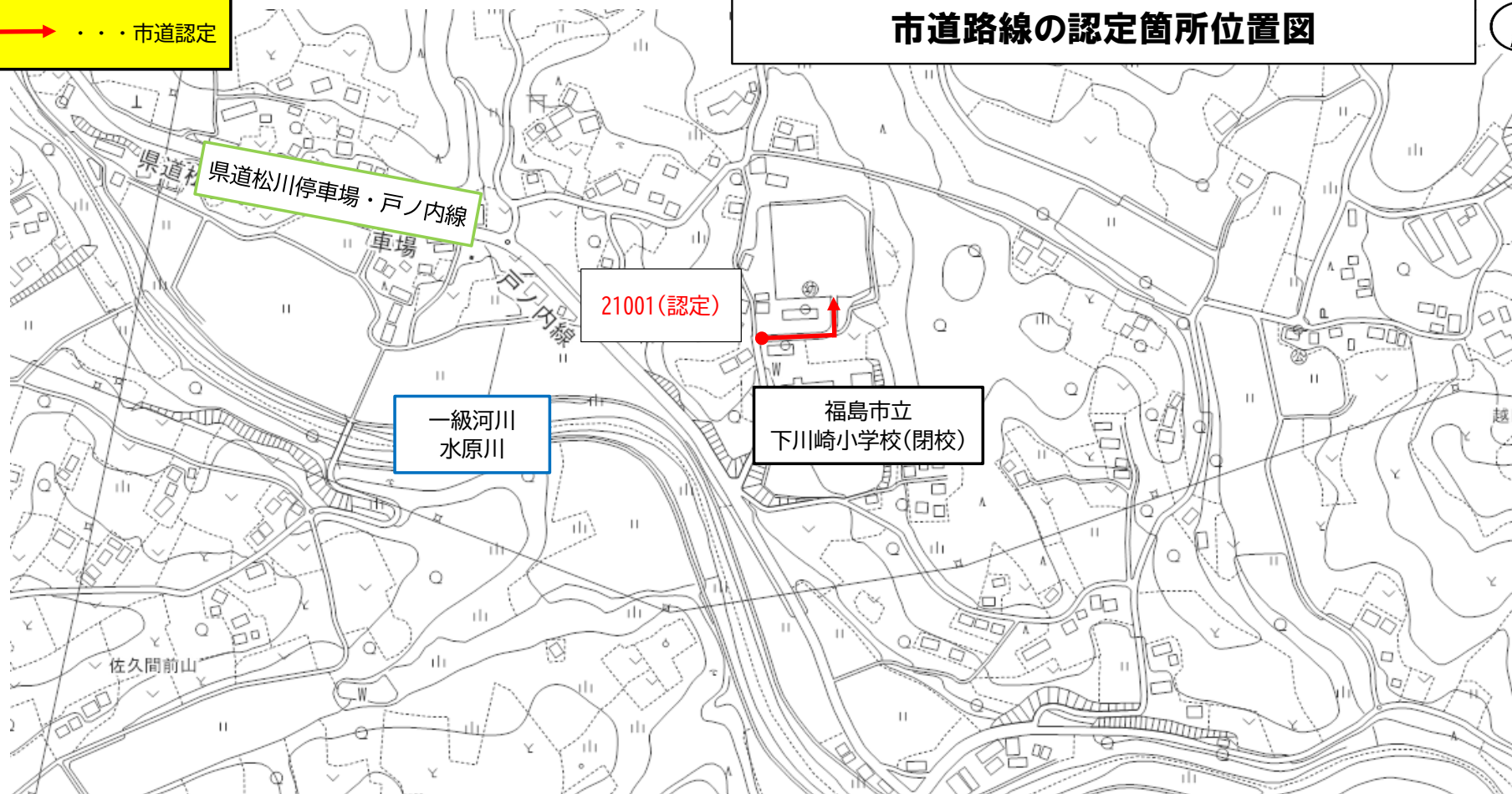
### 市道路線の認定及び廃止箇所位置図



路線番号	路線名	起終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
10122 廃止	根深・倉ノ内線	福島市岡部字根深53番地先 福島市岡部字倉ノ内5番地先	214.1	2.0~2.4	439.5	舗装
10122 認定	根深・倉ノ内線	福島市岡部字根深61番19地先 福島市岡部字倉ノ内5番1地先	315.5	2.0~9.0	1,571.2	舗装
11031 認定	前田2号線	福島市岡部字前田73番地先 福島市岡部字前田3番4地先	301.5	9.0	2,727.0	舗装
11032 認定	前田3号線	福島市岡部字前田74番1地先 福島市岡部字前田96番1地先	95.6	6.0	598.3	舗装
11033 認定	前田4号線	福島市岡部字前田75番19地先 福島市岡部字前田75番17地先	43.7	6.0	273.7	舗装
11034 認定	前田5号線	福島市岡部字前田75番25地先 福島市岡部字前田75番27地先	105.9	6.0	672.3	舗装
11035 認定	前田6号線	福島市岡部字前田114番28地先 福島市岡部字前田114番38地先	154.3	6.0	939.9	舗装
11036 認定	前田7号線	福島市岡部字前田114番4地先 福島市岡部字前田114番6地先	42.0	6.0	277.5	舗装
11037 認定	前田8号線	福島市岡部字前田114番10地先 福島市岡部字前田114番12地先	41.7	6.0	275.9	舗装
11038 認定	前田9号線	福島市岡部字前田114番17地先 福島市岡部字前田114番19地先	43.5	6.0	286.8	舗装
11039 認定	根深3号線	福島市岡部字根深61番24地先 福島市岡部字根深112番8地先	220.2	6.0	1,338.2	舗装
11040 認定	根深4号線	福島市岡部字根深68番10地先 福島市岡部字根深64番8地先	49.8	6.0	324.3	舗装
11041 認定	根深5号線	福島市岡部字根深68番19地先 福島市岡部字根深71番5地先	55.3	6.0	357.3	舗装
11042 認定	根深6号線	福島市岡部字根深68番34地先 福島市岡部字根深71番8地先	62.3	6.0	400.8	舗装
11043 認定	根深7号線	福島市岡部字根深112番1地先 福島市岡部字根深68番28地先	91.9	6.0	589.0	舗装



### 市道路線の認定箇所位置図



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
21001 認定	戸ノ内18号線	福島市松川町沼袋字戸ノ内832番3地先 福島市松川町沼袋字戸ノ内840番3地先	113.1	6.3	754.0	舗装

→ . . . 市道認定

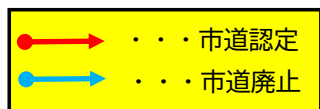
### 市道路線の認定箇所位置図



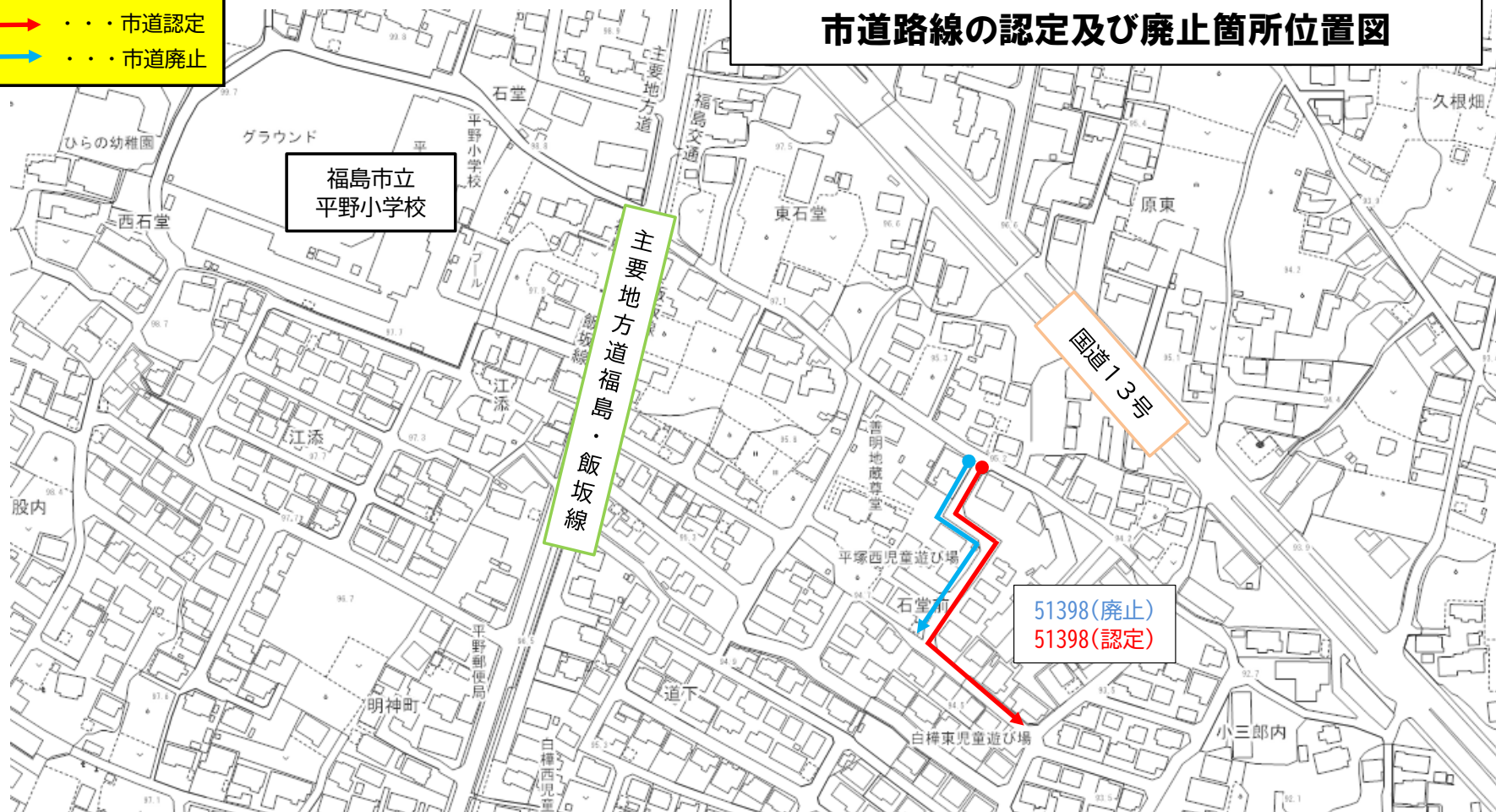
路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
30419 認定	竹ノ森4号線	福島市佐原字竹ノ森508番1地先 福島市佐原字竹ノ森150番1地先	302.7	6.5	1,948.8	舗装



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
40844 認定	窪田線	福島市飯坂町湯野窪田10番10地先 福島市飯坂町湯野窪田10番12地先	35.4	6.0	227.0	舗装



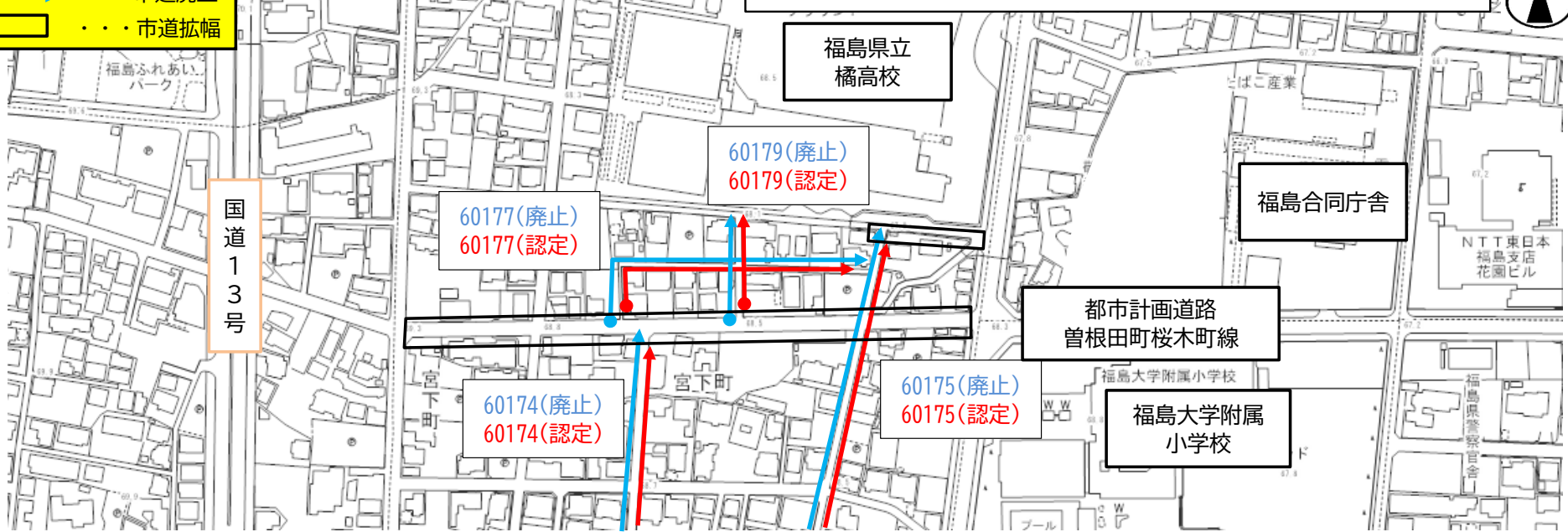
### 市道路線の認定及び廃止箇所位置図



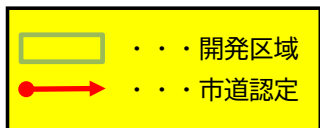
路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
51398 廃止	石堂前線	福島市飯坂町平野字石堂前17番8地先 福島市飯坂町平野字石堂前1番17地先	109.7	5.8~8.3	692.0	舗装
51398 認定	石堂前・乱東後線	福島市飯坂町平野字石堂前17番8地先 福島市飯坂町平野字乱東後12番15地先	180.7	6.0	1,127.0	舗装

→ . . . 市道認定  
→ . . . 市道廃止  
 . . . 市道拡幅

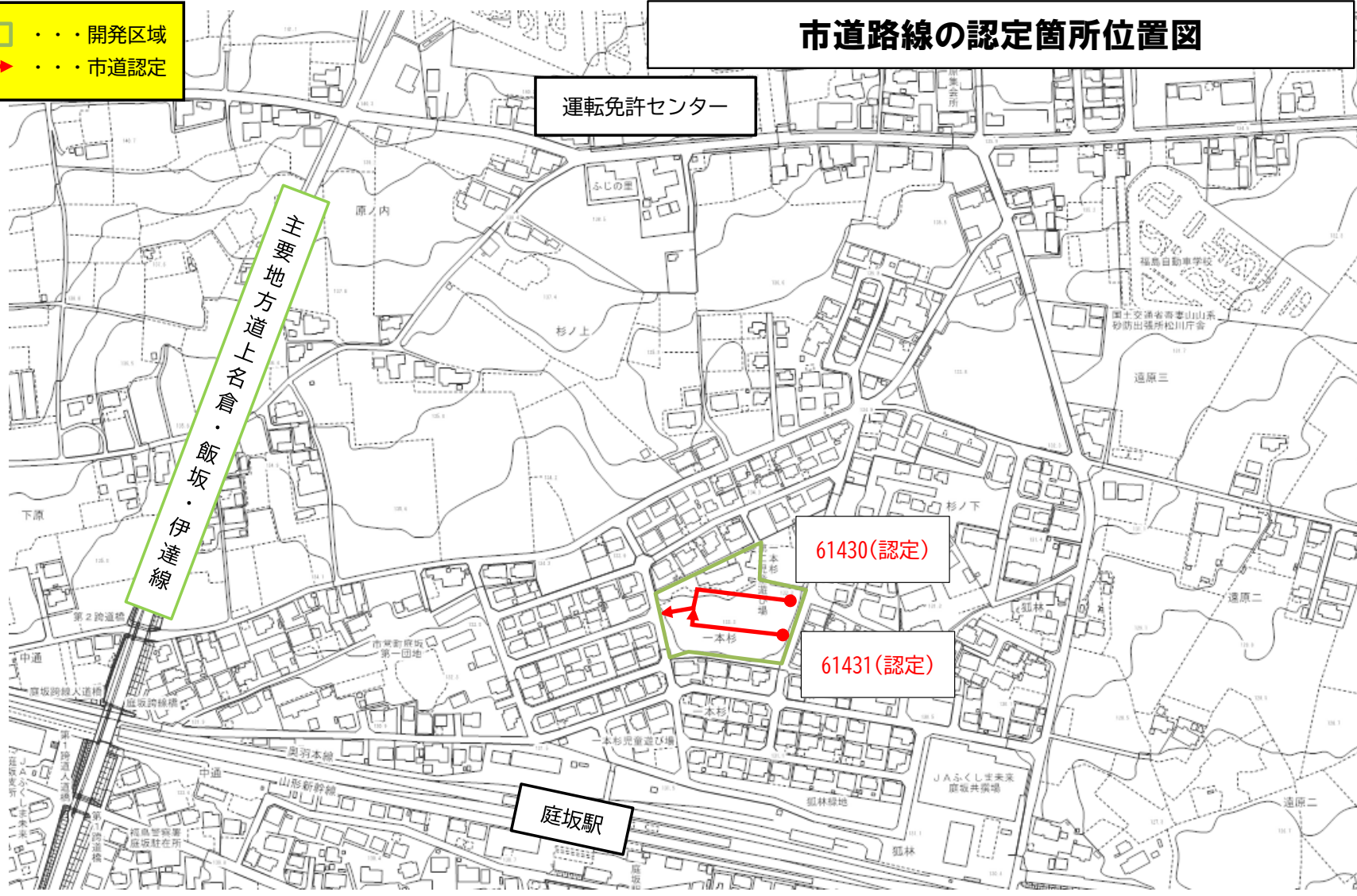
### 市道路線の認定及び廃止箇所位置図



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
60174 廃止	宮下町3号線	福島市宮下町25番1地先 福島市宮下町51番地先	227.0	3.2~4.6	880.0	舗装
60175 廃止	宮下町4号線	福島市宮下町14番1地先 福島市宮下町22番地先	207.8	3.4~4.2	740.8	舗装
60177 廃止	宮下町6号線	福島市宮下町62番地先 福島市宮下町57番地先	147.0	1.6~2.9	380.1	舗装
60179 廃止	宮下町8号線	福島市宮下町59番2地先 福島市宮下町67番2地先	46.4	3.4~3.6	163.0	舗装
60174 認定	宮下町3号線	福島市宮下町25番1地先 福島市宮下町50番6地先	224.2	3.2~4.5	866.2	舗装
60175 認定	宮下町4号線	福島市宮下町14番1地先 福島市宮下町22番6地先	207.6	3.4~5.7	739.8	舗装
60177 認定	宮下町6号線	福島市宮下町61番6地先 福島市宮下町57番3地先	139.0	1.6~2.9	362.9	舗装
60179 認定	宮下町8号線	福島市宮下町59番2地先 福島市宮下町67番2地先	42.9	3.4~3.6	149.8	舗装



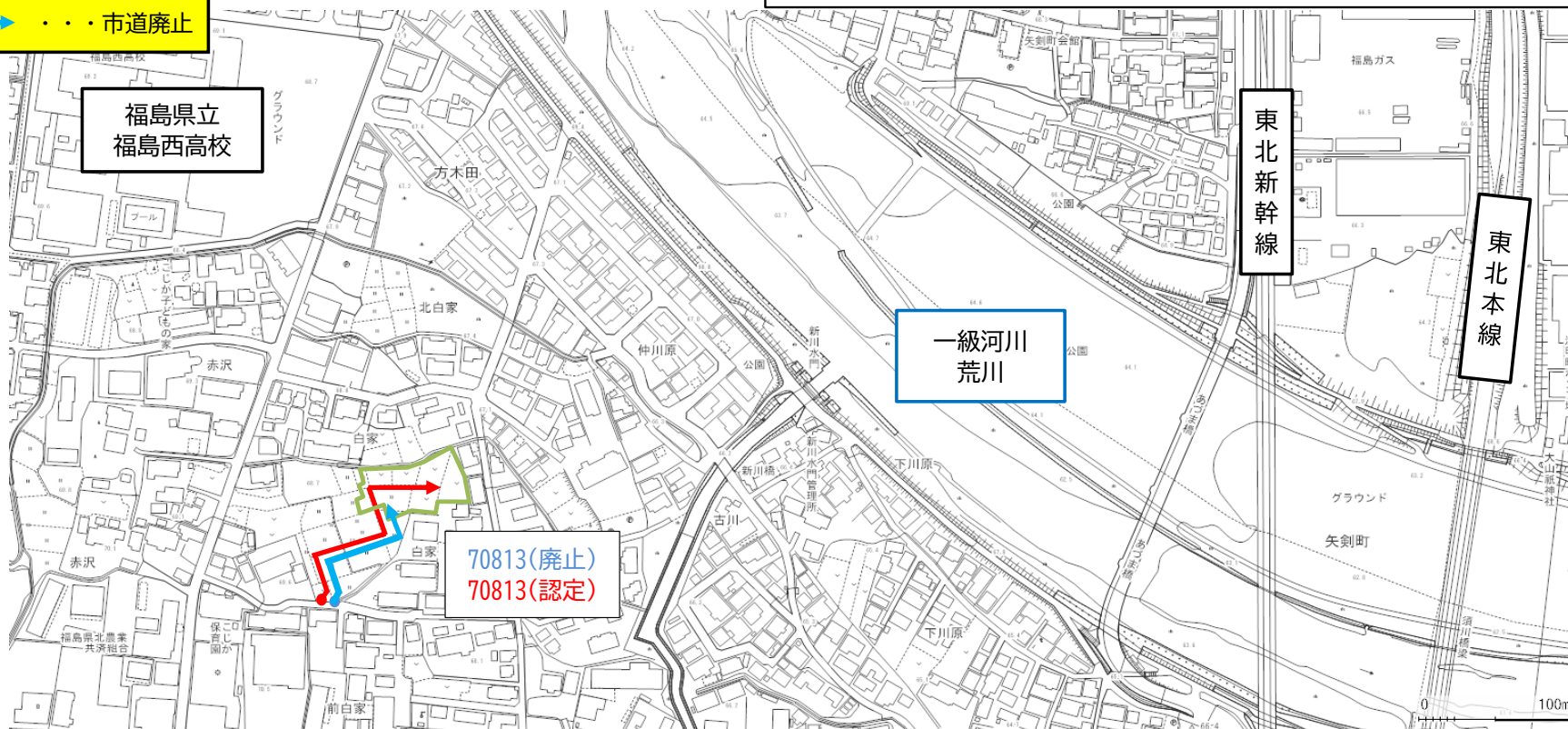
### 市道路線の認定箇所位置図



路線番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
61430 認定	一本杉10号線	福島市町庭坂字一本杉26番1地先 福島市町庭坂字一本杉8番108地先	117.4	6.0	775.7	舗装
61431 認定	一本杉11号線	福島市町庭坂字一本杉8番121地先 福島市町庭坂字一本杉8番117地先	70.7	6.0	443.2	舗装

. . . 開発区域  
→ . . . 市道認定  
→ . . . 市道廃止

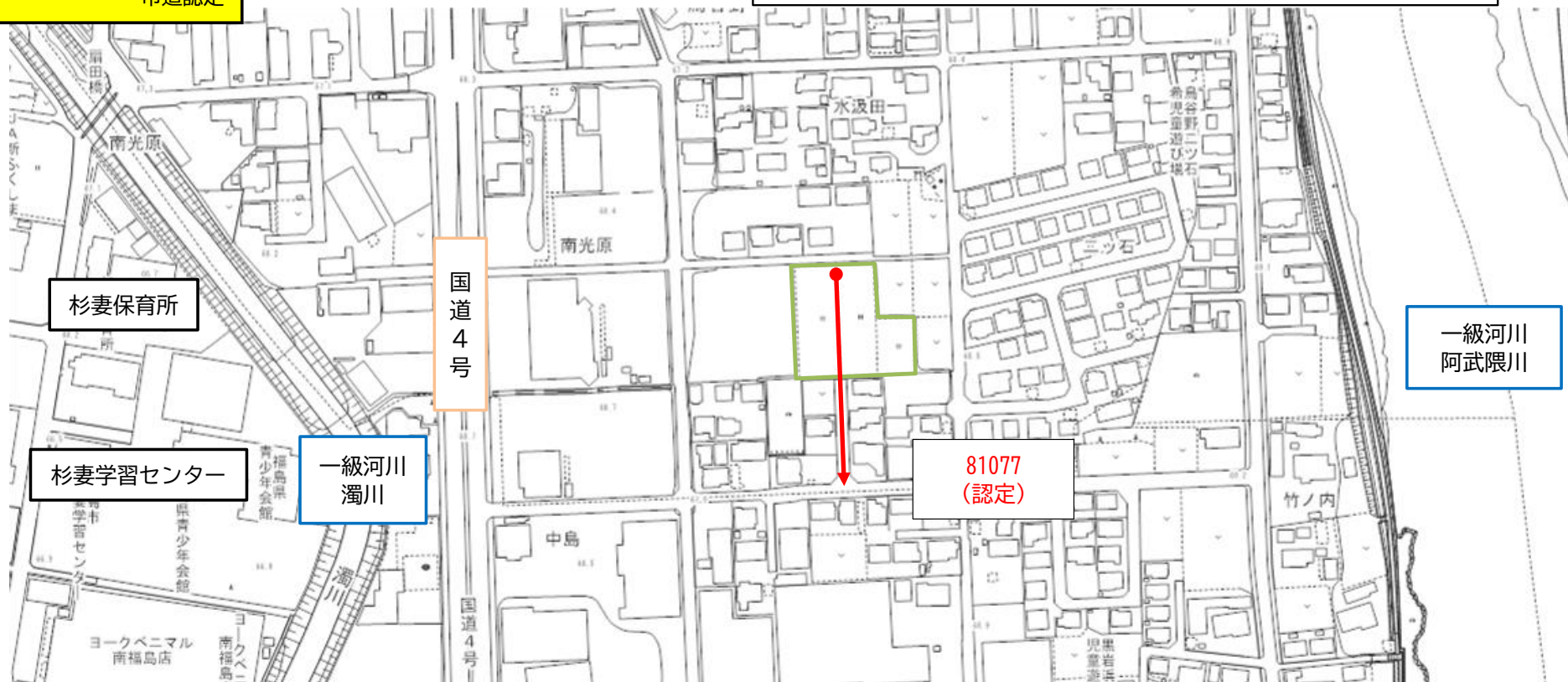
### 市道路線の認定及び廃止箇所位置図



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
70813 廃止	白家2号線	福島市方木田字白家19番1地先 福島市方木田字白家21番17地先	90.2	6.0~9.7	567.8	舗装
70813 認定	白家2号線	福島市方木田字白家19番1地先 福島市方木田字白家15番10地先	152.1	6.0	947.2	舗装

. . . 開発区域  
→ . . . 市道認定

### 市道路線の認定箇所位置図



路線番号	路線名	起終点	延長 (m)	幅員 (m)	面積 (㎡)	路面
81077 認定	水汲田3号線	福島市鳥谷野字水汲田3番1地先 福島市鳥谷野字水汲田4番3地先	103.8	6.0	648.9	舗装

(議案書 P. 172)

### 専決第10号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生の日時 令和7年7月24日(木) 午前11時40分頃
- 2 事故状況等 相手方車両が、福島市飯野町青木字オノ内99番地先(市道上オノ内・勘平場線路上)を走行中、集水柵が破損した際にタイヤが落ち、跳ね上がった鋼板蓋が車両下部の燃料タンク等を破損した。

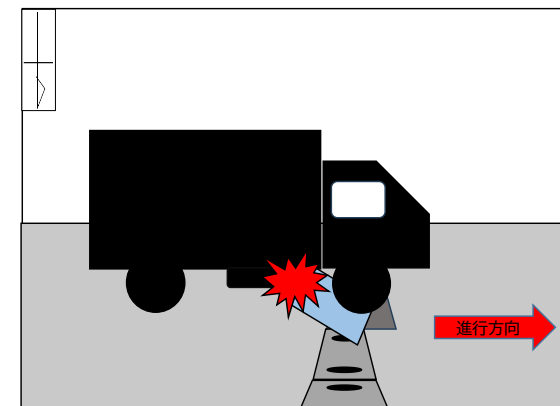
▼事故発生場所(位置図)



▼事故現場(全景)



▼発生状況(断面図)



▼被害状況



▼被害状況



▼事故車両

